ハイアットレジデンス　季美の都ちば

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条　医療法人社団　明生会が開設するハイアットレジデンス季美の都ちば（以下「事業所」という）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2　介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1　名称　　　ハイアットレジデンス　季美の都ちば

2　所在地　　千葉県千葉市中央区都町 5 丁目 29 番 14 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者　　1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 従業者

生活相談員　1名以上

看護職員　　利用者が30名を超えない場合にあっては常勤換算方法で1以上。

利用者が30名を超える場合にあっては常勤換算方法で2以上。

介護職員　　介護職員と看護職員の合計数として、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（常勤換算方法で3:1）、要支援者である利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上。（常勤換算方法で10:1）

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入居者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員　1名以上

計画作成担当者　1名以上

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

（入居定員及び居室数）

第5条　特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

1 有料老人ホーム45名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は45名とする。

2 居室数45室のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は45室とする。

（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等）

第6条　特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

(1)　入浴（週2回）、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

(2)　日常生活動作の機能訓練（随時）

(3)　療養上の世話

(4)　健康チェック

2　利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、別途徴収する。

3　おむつ代は、別途徴収する。

4　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行う

（利用者の介護居室を変更する場合の条件及び手続）

第7条　生活相談員等は、利用者の介護居室を変更して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。（但し、利用者による意思疎通が困難な場合は、身元引受人に介護

居室の変更の意思を確認する。）

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条　生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

（1）　規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

（2）　共用の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第9条　生活相談員等は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第10条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（3）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（4）虐待防止のための指針の整備

（5）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

３　高齢者虐待防止の推進を適切に実施するための担当者は，事業所の管理者とする。

（個人情報の保護）
第１３条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（衛生管理等）
第１４条　事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
２　事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体拘束）
第１５条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（ハラスメント対策）
第 16 条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

また、顧客等（入居者やその家族を含む）からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として、以下の取組みを行う。
(1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
(2) 被害者への配慮のための取組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）
(3) 被害防止のための取組み（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組み）

（その他運営に関する重要事項）

第１７ 条　事業所は指定（介護予防）特定施設生活介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。なお、各研修は、法令に基づき定期的に開催する。また、研修受講後は記録を作成し、研修期間等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

（１）採用時研修　　採用後１ヶ月以内
（２）虐待防止に関する研修
（３）権利擁護に関する研修
（４）認知症ケアに関する研修
（５）介護予防に関する研修
（６）倫理に関する研修

2　事業所は、指定特定施設入居者生活介護に関する諸規定を整備し、その完結の日（当該指定通所介護を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

3　事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（社会福祉士、看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団明生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成28年6月1日から施行する

令和２年２月３日　一部変更（住居表示の実施による所在地の住所変更）

令和３年４月１日　一部変更（虐待防止に関する事項）（個人情報の保護）
（その他運営に関する重要事項）を追加、条項の整理

令和６年２月１日　一部変更（非常災害対策）（業務継続計画の策定等）（虐待防止に関する事項）
（衛生管理等）（身体拘束）（ハラスメント対策）
（その他運営に関する重要事項）を追加、条項の整理